

Z E Bプランナー登録（フェーズ3）に係わる誓約事項

私は、Z E Bプランナー登録の申請を一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）に提出するに当たって、以下の要件について誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

1. Z E Bプランナー登録申請

令和8年度 住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費（国庫債務負担行為分）（Z E B実証事業）（以下「本事業」という。）の交付規程及び公募要領の内容を全て承知のうえで、Z E Bプランナーの役割及び要件等について確認し、了承している。

2. 暴力団排除

下記の暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解のうえ、これに同意している。

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、登録の申請をするに当たって、また、公表期間及び公表後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約し、当方の個人情報（役員名簿等）について、暴力団排除の確認のために、貴法人が所管官庁及び警察当局へ提供すること、並びに警察当局から当該情報の回答を受けることに同意します。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (5) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、業務妨害行為等を行っているとき

3. 申請・登録の無効

申請内容及び添付書類一式に記載した内容について責任をもち、虚偽、不正の内容が一切ないことを確認している。申請内容及び添付書類一式の虚偽、不正が発覚した場合、ZEBプランナー登録後であってもSIIはこれを無効とすることができることを理解し、了承している。

4. ZEBプランナー情報の利用

SIIが取得したZEBプランナー情報については、申請に係わる事務処理に利用するほか、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用されることがあり、その場合、国が指定する外部機関に個人情報提供されることを理解し、了承している。

5. 申請登録内容の変更及び取下げ

申請後に申請登録内容に変更が発生した場合には、SIIに速やかに報告することを了承している。万が一、SIIへの報告を怠った場合は、ZEBプランナー登録の抹消を行う場合があることを理解し、了承している。

6. 調査等の協力

ZEBプランナーとしての活動が計画に適して公正に実施されているかを判断するための調査等に協力することを理解し、了承している。

7. 事業の不履行等

ZEBプランナー登録後、不正等が発覚した場合は、そのZEBプランナーの登録を抹消するととどまらず、SIIはこれに関わった本事業の補助事業者に補助金の返還を求めるともあり得ることを理解し、了承している。

8. 報告義務

ZEBプランナーは登録翌年度より毎年、1年間のZEB実績（件数、延べ面積）及び今後のZEB普及に向けた行動計画を報告する義務があることを理解し、了承している。

9. 免責

SIIは、ZEBプランナーと本事業に係わる補助事業者、工事請負業者その他の者との間に生じるトラブルや損害について、一切の関与・責任を負わないことを理解し、了承している。

10. 事業の変更、終了

S I I は、国との協議に基づき、本事業及びZ E Bプランナー登録制度を終了、又は内容の変更を行うことができるものとし、この場合、S I I は登録制度の変更及び本同意事項の変更について、S I I ホームページ及びその他の告知物等に変更内容を公表した後は、変更の事実及びその内容を承諾したものとみなすことを理解し、了承している。